

県立広島病院地域医療連携ネットワークシステム（KBネット）

利用申請に係る利用者同意書

○KBネット利用者の責務について

- KBネットを利用するに当たっては、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び広島県個人情報保護条例（平成16年条例第53号）を遵守しなければなりません。
- KBネットの安全かつ適正な利用に努めることとし、KBネットを通じて入手した診療情報については、診療及び説明目的での利用・閲覧を除き、複製若しくは公開又は他人に提供してはいけません。
- 他人のID、パスワードを使用したり、他人に自分のID、パスワードを使用させることはできません。なお、アクセス内容はすべてシステム内に記録されます。
- 各医療機関は、医療情報漏洩防止のため、接続する端末にウイルス対策ソフトをインストールした上で、定義ファイルを常に最新の状態に保つこととします。
- KBネットに異常があった場合は、直ちに利用施設の管理責任者に報告してください。

○セキュリティに係る留意事項について

- WinnyなどのP2P交換ソフトを接続機器にインストールし、またはそれを使用してはいけません。
- 接続機器を貴施設の外に持ち出してはいけません。
- 60日に一度はパスワードを更新してください。60日間パスワードを変更しなかったり、60日間ログインをしなかった場合は、IDとパスワードが使用できなくなります。
- 閲覧が終了したら、その場ですぐにログアウトをしてください。
- KBネットを利用して入手した診療情報については、診療及び説明目的での利用・閲覧を除き、複製若しくは公開又は他人に提供してはいけません。
- 表示された診療情報を端末に保存することは禁止します。印刷しての利用もできません。

○責任の分担について

- KBネットに係る次の設備については、県立広島病院の責任で管理を行います。
 - ・KBネットのサーバ（ハードウェア）
 - ・KBネットのシステム（ソフトウェア）
 - ・システム管理者側の通信回線
 - ・KBネットのサーバ内及び通信中のデータ

→裏へ

次の設備については、各医療機関の責任で管理を行うこととします。

- ・ 接続機器（参加機関に設置されているサーバ、端末等）
- ・ K B ネットを利用するためのソフトウェア（端末のOS、ブラウザ、ウィルス対策ソフトなど）
- ・ 参加機関側の通信回線
- ・ K B ネットにより入手したデータ

利用者規程及び当同意書に定める、セキュリティに係る遵守事項を守らなかったことによる医療情報の漏洩等の発生の責任は、各医療機関が負うこととします。

○規程等違反による利用の停止について

利用者に次のような行為があった場合は、利用者への事前又は事後の通知なく、かつ利用者の承諾を要することなくK B ネットの利用を即時停止するほか、県立広島病院医療情報管理部運営委員会にて協議の上、K B ネットの利用者資格の剥奪など、必要な措置を行います。なお、利用者資格を剥奪された場合、以後の再登録はできません。（なお、不服がある場合は、委員会に対して申立をすることができます。）

- ・ 利用者規程に定める利用者の責務に違反する行為があった場合。
- ・ 悪質な不正使用があった場合。
- ・ ネットワーク上の情報の不適切な取扱があった場合。

上記説明について理解し、同意しました。

氏名

(自筆)

※この利用者同意書は申請時、必ず申請書に添付してください。

(添付がない場合は、申請を受理できません。)